

1 大規模集客施設（床面積1万㎡超）の立地規制

立地可能な用途を、原則として商業系用途に限定

用途地域	第一種低層住居専用	50㎡超不可	法改正	同左	用途を緩和する地区計画制度の創設
	第二種低層住居専用	150㎡超不可		同左	
	第一種中高層住居専用	500㎡超不可		同左	
	第二種中高層住居専用	1,500㎡超不可		同左	
	第一種住居	3,000㎡超不可		同左	
	第二種住居	制限なし		原則不可	
	準住居	制限なし		原則不可	
	工業	制限なし		原則不可	
	近隣商業	制限なし		制限なし	
	商業	制限なし		制限なし	
	準工業	制限なし		制限なし 特別用途地区	
	工業専用	要地区計画等		同左	
市街化調整区域	原則不可 計画的開発	原則不可 地区計画			
非線引き白地地域	制限なし	原則不可			

店舗の場合

1 大規模集客施設（床面積1万㎡超）の立地規制

【大規模集客施設とは】

「劇場」「映画館」「演芸場」「観覧場」「店舗」「飲食店」「展示場」「遊技場」「勝馬投票券売場所」「場外車券売場」「場内車券売場」「勝舟投票券売場所」に供する建築物であって、その用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。
「劇場」「映画館」「演芸場」「観覧場」の場合は客席部分の面積。

【立地制限なし】

【地区計画の策定により立地の可能性】

近隣商業地域

商業地域

準工業地域

特別用途地区による立地規制
が国による「中心市街地活性化
基本計画」認定の要件

第二種住居地域

準住居地域

工業地域

非線引き白地地域

工業専用地域

市街化調整区域

開発整備促進区
(用途制限の緩和)

再開発促進区等
適合する計画的開発